

## 決算特別委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成29年9月26日（火） 午前8時59分

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	常盤 信一 君	副委員長	木野田 誠 君
委員	平原 志保 君	委員	中村 満雄 君
委員	前島 広紀 君	委員	厚地 覺 君
委員	新橋 実 君	委員	塩井川 幸生 君
委員	前川原 正人 君		

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

上下水道部長	堀切 昇 君	水道管理課長	浮辺 文弘 君
水道工務課長	寺田 浩二 君	下水道課長	池之上 淳 君
水道管理課主幹	川畑 信司 君	水道管理課主幹	久徳 重喜 君
水道管理課主幹	川口 浩 君	水道工務課主幹	中園 馨 君
水道工務課主幹	上小園 伸一 君	水道工務課主幹	下村 英明 君
下水道課主幹	池田 康一郎 君	下水道課主幹	戸高 一朗 君
下水道課下水道業務Gサブリーダー	瀧間 宏 君	水道管理課水道政策G主査	北川 敬子 君
水道管理課水道政策G主査	山内 太 君	水道管理課水道業務G主査	渡部 司 君
下水道課工務G主査	米松 勝利 君	水道管理課水道政策G主任主事	函師 聖士 君
建設部長	島内 拓郎 君	土木課長	猿渡 千弘 君
建設政策課長	茶園 一智 君	霧島総合支所産業建設課長	塩屋 一成 君
霧島総合支所産業建設課主幹	谷山 一治 君	建設政策課政策G長	笛田 純一 君
土木課道路整備第1G長	秋窪 達郎 君	霧島総合支所産業建設課温泉G主査	冷水 辰雄 君
建設政策課政策G主査	米元 利貴 君		

5. 本委員会の傍聴議員は次のとおりである。

宮本 明彦 君

6. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 郡山 愛 君

7. 本委員会への付託案件のうち、本日の審査及び議決案件は、次のとおりである。

議案第71号	平成28年度霧島市水道事業会計決算認定について
議案第72号	平成28年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について
議案第73号	平成28年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について
議案第74号	平成28年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分について
議案第69号	平成28年度霧島市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第70号	平成28年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について
議案第64号	平成28年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第65号	平成28年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第66号	平成28年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第67号	平成28年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第68号	平成28年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第75号	平成28年度霧島市病院事業会計決算認定について
議案第76号	平成28年度霧島市病院事業会計剰余金の処分について

8. 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 8時59分」

○委員長（常盤信一君）

決算特別委員会を開会いたします。本日は、決算関係議案13件のうち6件の審査を行います。早速審査に入ります。

△議案第71号 平成28年度霧島市水道事業会計決算認定について

△議案第72号 平成28年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（常盤信一君）

まず、議案第71号、平成28年度霧島市水道事業会計決算認定について及び議案第72号、平成28年度霧島市水道事業会計剰余金の処分についてを一括して審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（堀切 昇君）

議案第71号平成28年度霧島市水道事業会計決算認定について、説明申し上げます。事業概要につきましては、配水管等の新設及び増径・老朽管等の布設替工事として、市道八坂本通り線配水管布設替工事ほか43件、延長1万3,370mの工事を実施いたしました。また、設備更新工事につきましては、台明寺水源池流量調整弁取替工事、牧園麓配水池定水位弁取替修繕工事等の整備を行い、安定した給水能力の維持に努めたところです。業務実績につきましては、年度末給水人口が12万2,192人で前年度と比較して29人減少しましたが、年度末給水件数は5万8,668件で、463件増加しております。年間総配水量は1,682万1,826<sup>m</sup>で、一日平均配水量は4万6,087<sup>m</sup>となり、前年度に比較して234<sup>m</sup>減少いたしました。なお、年間総有収水量は1,482万3,615<sup>m</sup>、有収率は88.12%で、前年度に比較し1.11ポイント高くなっております。次に、経営成績につきましては、税抜きで総収益22億3,140万4,095円、総費用17億2,844万6,210円、差引き5億295万7,885円の純利益で、前年度より1,301万4,172円増加し、対前年度比2.7%の増となっております。また、収支比率におきましては、総収支比率129.1%、経常収支比率129.1%となり、前年度との比較では、総収支比率が1.0ポイント、経常収支比率が1.0ポイントとそれぞれ増えており、平成28年度決算は、ほぼ良好な経営状態が保たれているものと考えております。以上概要を申し上げましたが、今後も、企業会計の原則である独立採算制の堅持と公共の福祉の増進を図るため、企業努力による経営の安定・合理化に努めるとともに、水道施設の維持管理及び必要な整備を行ってまいりたいと存じます。なお、詳細につきましては、後ほど水道管理課長が説明申し上げます。次に、議案第72号平成28年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について、説明申し上げます。本議案は、平成28年度霧島市水道事業会計で生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものでございます。平成28年度霧島市水道事業会計決算における未処分利益剰余金の処分につきましては、前年度からの繰越利益剰余金9,879万3,723円と当年度純利益5億295万7,885円の合計額6億175万1,608円に、当年度補填財源として使用した建設改良積立金取崩し額1億1,917万4,236円を加えた7億2,092万5,844円が当年度未処分利益剰余金となり、このうち2,600万円を減債積立金に、4億7,917万4,236円を建設改良積立金として処分、当年度補填財源として使用した建設改良積立金取崩し額の合計1億1,917万4,236円を資本金に組み入れ、残額9,657万7,372円を翌年度繰越利益剰余金としようとするものでございます。以上、説明申し上げますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○水道管理課長（浮邊文弘君）

議案第71号、平成28年度霧島市水道事業会計決算認定について、御説明申し上げます。霧島市水道事業会計決算書をお開きください。1ページから順に説明してまいります。決算書の1～4ペ

ージは、水道事業決算報告書で、金額は税込表示となっております。1～2ページが、収益的収入及び支出で、企業の経常的経営活動に伴って発生する収入と、これに対応する支出となります。収入は、給水サービスの提供の対価である給水収益等で、支出は、給水サービスの提供に関し、必要な人件費、修繕費、動力費等の費用であります。収入の第1款、水道事業収益の決算額は、19億1,392万8,831円で、対予算比は100.3%、うち仮受消費税及び地方消費税が1億3,526万1,549円です。第2款、簡易水道事業収益の決算額は、4億7,885万820円で、対予算比は102.5%、うち仮受消費税及び地方消費税が2,611万4,007円です。なお、収益的収入の決算額は23億9,277万9,651円で、対予算比100.8%となります。次に、支出の第1款、水道事業費用の決算額は13億5,857万7,390円で、対予算比が93.8%、うち仮払消費税及び地方消費税が2,426万5,053円です。第2款、簡易水道事業費用の決算額は4億7,984万2,378円で、対予算比が89.1%、うち仮払消費税及び地方消費税が1,081万5,005円です。なお、収益的支出の決算額は18億3,841万9,768円で、対予算比92.5%となっております。また、収入から支出を差引いた額は5億5,435万9,883円になります。続きまして、3～4ページの資本的収入及び支出です。資本的収支は、住民に対するサービスの提供を維持するための施設整備費用及びこれらに要する資金であります。収入の第1款、水道事業資本的収入の決算額は300万円で、消火栓設置にかかる一般会計負担金です。第2款、簡易水道事業資本的収入の決算額は465万9,000円で、県の火山砂防事業に伴い支障となった水道管の移設補償になります。次に、支出の第1款、水道事業資本的支出の決算額は、前年度繰越額を含め、6億612万8,094円、うち仮払消費税及び地方消費税が3,202万7,082円で、翌年度繰越額は2億2,925万9,970円となっております。第2款、簡易水道事業資本的支出の決算額は、3億6,497万1,583円、うち仮払消費税及び地方消費税が1,909万4,240円で、翌年度繰越額は5,487万3,640円となっております。資本的支出の決算額は9億7,109万9,677円で、対予算比は60.7%です。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額9億6,344万677円は、当年度分損益勘定留保資金7億9,314万5,119円、建設改良積立金取崩し額1億1,917万4,236円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,112万1,322円で補填しております。続きまして、5～6ページの損益計算書です。これは、1年間の企業の経営成績を明らかにするために、その期間中に得た全ての収益と、これに対応するすべての費用を記載したもので、収益的収支を税抜で表示しております。営業収益は20億3,958万8,516円で、営業費用が16億7,809万6,031円となっており、営業収益から営業費用を差引いた営業利益が3億6,149万2,485円となります。次に、営業外収益は1億9,181万1,624円、営業外費用は5,026万6,969円で、営業外収益から営業外費用を差引いた営業外利益は1億4,154万4,655円となり、営業利益に営業外利益を加えた経常利益は5億303万7,140円になります。続きまして、6ページになりますが、特別利益が3,955円、特別損失は8万3,210円で、差引7万9,255円の損失となり、これを経常利益に加えた当年度純利益は5億295万7,885円になります。前年度の繰越利益剰余金9,879万3,723円、当年度補填財源として使用した建設改良積立金取崩し額1億1,917万4,236円を当年度の純利益に加えた当年度末処分利益剰余金は7億2,092万5,844円になります。次は、7～8ページの剰余金計算書です。剰余金計算書は、剰余金がその年度中に、どのように増減変動したかの内容を表すものであり、資本剰余金と利益剰余金の二つに区分されております。なお、資本剰余金は、資本取引から生ずる剰余であり、企業外部から繰り入れたもの、利益剰余金は、損益計算上の利益の額により得られるものであります。計算書上段の前年度末残高から議会の議決による前年度分の剰余金処分を行ったものが、中段に記載してあります処分後残額となります。資本金は、4億6,263万786円を組入れ、148億8,195万7,155円に、減債積立金は2,500万円を積立て4億200万円に、建設改良積立金は4億6,263万786円を積立て19億4,000万円となっております。下段の当年度末残高は、利益剰余金の建設改良積立金が、1億1,917万4,236円の取り崩しにより18億2,082万5,764円に、未処分利益剰余金が、建設改良積立金取崩し額1億1,917万4,236円及び当年度純利益5億295万7,885円を加え、7億2,092万5,844円で、利益剰余金合計は29億4,375万1,608円に、資本金・剰余金を併せた資本合計は178億4,191万

6,368円になります。続きまして、9～10ページの貸借対照表です。貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、年度末において保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示したものであります。左側の資産は、企業の経営の活動手段である運用形態を、右側の負債・資本は、左側の資産がどのようにして得られたかを示すものであります。まず、9ページの資産の部ですが、固定資産のうち、有形固定資産の合計額が189億1,836万4,888円、無形固定資産の合計額が483万7,059円で、固定資産の合計額は189億2,320万1,947円になります。詳細は34～37ページの固定資産明細書に掲載してあります。次に流動資産ですが、合計額は33億5,793万8,188円で、うち現金預金は31億8,265万9,692円で、平成29年度への繰越現金となります。未収金は、4,698万5,419円で、詳細につきましては23ページに未収金明細書に掲載しております。また、未収金貸倒引当金142万4,000円は、過去の貸倒実績率で算出した額になります。固定資産及び流動資産を併せた資産の合計は、222億8,114万135円となります。次に10ページ負債の部です。負債は固定負債・流動負債・繰延収益で、1年以内に納期が到来するものが流動負債、それ以外が固定負債で、長期前受金が繰延収益となっております。固定負債は19億5,367万2,949円、流動負債は4億5,108万8,550円で、うち未払金が消費税及び地方消費税を含めて1億2,394万7,085円となっております。また、賞与引当金2,168万8,000円は、平成29年度の6月に支払われる賞与の算定期間のうち、平成28年度の負担となる平成28年12月から平成29年3月までの4か月分を引当てたものです。繰延収益は20億3,446万2,268円で、補助金等をもって取得した資産の減価償却に伴い収益化していくものであります。固定負債、流動負債、繰延収益を併せた負債の合計額は、47億9,895万267円になります。続きまして、資本の部です。資本金は、148億8,195万7,155円で、剰余金は、資本剰余金が1,620万7,605円、利益剰余金が29億4,375万1,608円で、合計額は29億5,995万9,213円です。資本金と剰余金を合計した資本合計は、178億4,191万6,368円で、負債と資本の合計額は222億8,114万135円となります。この金額は、9ページの資産合計と一致いたします。11～12ページは注記表になります。注記表は、財務諸表を作成するに当たり採用した会計処理の基準及び手続を掲載したものになります。以上が決算書に関する説明でございます。続きまして、決算付属書類について説明いたします。決算付属書類の13～23ページは水道事業報告書です。13ページは概況です。平成28年度は、配水管の新設・増径・老朽管の布設替等の配水管布設工事44件、延長1万3,370mの工事を行っております。職員に関する事項は、水道事業支弁の職員数を掲載しております。平成29年3月31日現在の職員数は33名です。14～16ページは、工事概要となっております。水道事業は合計25件で、事業費は3億2,292万8,548円、簡易水道事業は合計22件で、事業費は2億1,624万1,960円となっております。なお、16ページには平成27年度からの繰越工事を掲載しており、水道事業が5件で7,940万1,564円、簡易水道事業が1件で613万4,400円となっております。また、平成29年度への繰越工事は、水道事業が10件で2億1,675万3,570円、簡易水道事業が5件で5,487万3,640円となっております。続きまして、17ページは業務量で、18ページに水道事業・簡易水道事業別に内訳を掲載しております。年度末給水件数は5万8,668件で、年間配水量が1,682万1,826<sup>m</sup><sub>3</sub>、有収水量が1,482万3,615<sup>m</sup><sub>3</sub>となっており、有収水量を配水量で割った有収率は88.12%で、前年度比較1.11%の増となっております。供給単価は、131円69銭で前年度より9銭高く、給水原価は、108円87銭で前年度より1円3銭低くなっております。次に、19～23ページは会計に関する事項です。主要契約の要旨は、資本的支出の契約額300万円以上のものを掲載しております。水道事業が27件、簡易水道事業が23件となっております。21ページには企業債の概況を掲載しております。前年度末の残高が24億5,515万9,143円、当年度の償還高が2億7,149万179円で、平成28年度末残高は21億8,366万8,964円となっております。なお、企業債明細書を38～41ページに掲載しております。22ページには未収金明細書に掲載しております。未収金の合計は4,698万5,419円です。23ページには事業資金収支表を掲載しております。この表は、平成28年度の実際の現金の動きで、受入資金から支払資金を差引いた額が31億8,265万9,692円で、この額が平成29年度への繰越現金となります。24ページはキャッシュフロー計算書です。間

接法により作成しております。キャッシュフロー計算書は、貸借対照表の資産のうち、現金預金が1年間の経営活動でどのように動いたかを示すものです。業務活動によるものが11億2,190万3,000円の増、投資活動によるものが5億3,437万2,000円の減、財務活動によるものが2億7,263万6,000円の減で、資金増加額は3億1,489万5,000円となり、資金期首残高28億6,776万4,000円にこれを加えた資金期末残高は31億8,265万9,000円で、貸借対照表の現金預金の額と一致します。次に、25～31ページは収益費用明細書、32～33ページは資本的収支明細書で税抜きの決算状況です。34～37ページは固定資産明細書、38～41ページは企業債明細書となっております。お目通しください。42ページは消費税計算書です。平成28年度の消費税及び地方消費税は7,489万3,500円となっております。以上が平成28年度霧島市水道事業会計決算書の説明になります。なお、議案第72号、平成28年度霧島市水道事業会計剰余金の処分についての説明は、上下水道部長の説明と重複するため省略いたします。以上で説明を終わります。

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（平原志保君）

決算書22ページ、未収金明細書の水道事業ですけれども、平成27年度と平成28年度を比較しますと、件数が多いのですが、ここを詳しく説明していただけますか。

○水道管理課長（浮邊文弘君）

平成28年の額が多いのは、一般会計と違いまして、企業会計につきましては3月31日で会計を閉めます。一般会計の場合は、5月31日が出納閉鎖になりますので、2か月間の出納閉鎖期間を設けてあります。平成28年度の未収金につきましては、上水が3,156万6,836円ありましたが、平成29年8月末現在で315万9,080円まで減少しております。簡易水道事業は、平成28年度で656万5,291円ありましたが、平成29年8月31日現在では65万927円まで減少しております。また、平成27年度につきましても、現在、徴収を進めておりまして、減少しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

決算書18ページの簡易水道事業で、有収率が前年度77.69%から84.89%ということで、7.2%ほど、上水からして大きく改善されたと見るわけですが、大きな原因としては、漏水の防止ができたこと、それなり投資をしたということなんですが、霧島市も平成28年度に制定した企業会計としてもっと効率よくやりましょうという計画があるわけですから、目標は100がいいのでしょうか、目標値はどれくらいかお聴きします。

○上下水道部長（堀切 昇君）

簡易水道事業の有収率については、平成27年度に比べますと上がっていますが、これにつきましては、老朽管の更新とか耐震管に換えている段階であります。有収率を上げようということで、簡易水道事業については、ほとんどが上場地区になるわけですが、御存じのとおり、寒波による漏水とかございました。そういった中で計画的に進めているわけなんですが、有収率を幾らにしようという目標は今のところ立てておりません。[9ページに訂正発言あり]

○委員（前川原正人君）

決算書21ページ、企業債の概況で旧1市6町の債権ということで理解をするわけですが、市中銀行については、本年度末で3億2,528万円の債権があるわけですが、市中銀行についての繰上償還というお考えはないですか。

○水道管理課長（浮邊文弘君）

市中銀行の借入れにつきましては、繰上償還を行った分の借換債ということで、借入れをしているものでございます。決算書39ページに掲載しておりますが、市中銀行からの借入れにつきましては、利率が相当低い金利となっております。1.313%と0.453%で、現在、借入れをしています。今のところ、これは通常どおりの返済をしていく予定でございます。

○委員（前川原正人君）

ほかの財政融資資金とか公営企業金融公庫なども若干高いという気がするんですけど、違約金が発生したりすることを考えると、やはり違約金のほうが高くなるということで、繰上償還はしないほうが良いという判断もあるということですか。

○水道管理課長（浮邊文弘君）

違約金が高くなるわけではありませんが、補償金免除がなければ利息相当額に近い数字を支払わなければならないということになりますので、どこまでメリットが発生するかということは調べておりませんが、補償金免除の制度があったときには、繰上償還を考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

ゼロ金利政策が続いているので、こういうものは大いに活用していただきたいと求めておきます。もう一点ですが、監査委員の意見書の17ページです。結びの部分で、当年度の本市の基幹管路の耐震適合率は24%だと。前年度よりも1.3ポイント改善されているものの、平成27年度の全国平均37.2%を下回っているので、引き続き水道管の耐震化への整備を推進されたいと。これは地震国ということで、国のほうでもそういう方向で取り組むことを示していると思うんですが、年次的計画といいますか、耐震化への対応についての目標は、どれぐらいを考えていらっしゃるでしょうか。当面の計画をお示してください。

○水道工務課長（寺田浩二君）

現在、布設替えを行っております管路につきましては、ほぼ耐震管でございます。ダクタイル鋳鉄管、ポリエチレン管といったものを使って、耐震化率を上げている状況ではございますが、現在のところの管路の耐震化率の向上につきまして、目標としましては、平成29年3月に策定しております霧島市新水道ビジョンで、年1%の向上としているところでございます。

○委員（新橋 実君）

上水道の各地区の有収率をお伺いします。

○水道工務課長（寺田浩二君）

上水道につきまして、各地区ごとに有収率を申し上げます。国分地区92.41%、隼人地区86.97%、溝辺地区81.12%でございます。簡易水道は、霧島地区76.85%、牧園地区94.93%、横川地区90.82%、福山地区72.16%です。

○委員（新橋 実君）

上水道と簡易水道では、大分差があるみたいですが、福山は72.16%ですが、この低い理由については、どのようにお考えですか。

○水道工務課長（寺田浩二君）

有収率は、簡易水道のほうが上水道より低いわけですが、全体的な傾向としましては、給水戸数に対する配管延長が相当長いということが原因かと思いますが、福山地区におきましては、地質的な問題でもあるかなと考えております。ボラ層が大部分を占めておりまして、漏水があっても、地表のほうにすぐに水が上がってこないとか、そういったことも若干あるのかなというふうには思いますが、基本的には老朽管からの漏水が多いということになると思いますので、引き続き、老朽管につきまして布設替えを実施して、給水率が少しでも向上するように努力していきたいと考えています。

○委員（新橋 実君）

上水道にしても、溝辺と隼人も80%台ということで、非常に低いと思うんですけど、この辺は、どういうふうにお考えですか。

○水道工務課長（寺田浩二君）

有収率につきまして、上水道は平成28年度が88.81%でございますが、同規模団体の平成27年度になりますけれど、平均が89.5%でございます。平成27年度の全国平均としましては、90.0%ということでございますので、同規模団体とほぼ同程度の有収率になっているのかなというふうには思います。

○委員（新橋 実君）

溝辺は81.12%ですよ。大分低い気がするのですが、この辺の改善は図られているのですか。

○水道工務課長（寺田浩二君）

先ほど申しましたように、配水管等の布設替えにつきましては、全て耐震管路といったものに切り替えておまして、漏水が少しでもなくなるように、老朽管それから漏水の場所、そういったところを重点的に布設替えしている状況でございます。

○委員（新橋 実君）

旧1市6町で、なかなか状況も把握できていないものも大分あると思うわけですが、給水管の本管で古いものは、どれくらいのもが入っていると把握されていますか。

○水道工務課長（寺田浩二君）

管路の布設年度につきまして、こちらのほうで把握している一番古いものは昭和33年布設があります。布設が一番多い年度は、昭和55年ぐらいから平成の初め頃まででございます。

○委員（新橋 実君）

以前は、鋳鉄管が使われていたと思うわけですが、現在使用されている給水管は、何年ぐらいもつものですか。

○水道工務課長（寺田浩二君）

具体的に何年もつというのは、なかなか言いにくいところですが、一般的に言われているのは、ダクタイル鋳鉄管で七、八十年と言われております。それにさらにポリエチレンスリーブで保護をしますと100年ぐらいもつのではないかという研究結果もあるようでございます。

○委員（新橋 実君）、

先日、水道工事業者にパイプを見せてもらったんですけど、耐震性に非常に優れていて100年くらいもつことを聞いたわけですが、やはり、そういったものに替えていくことが、非常に大事だと思います。現在は、その耐震性の優れたものに替えているということで理解していいですか。

○水道工務課長（寺田浩二君）

本市では、配水管、給水管関係によって、その管種を変えておりますが、200mm以下の管につきましては、H P P E、水道配水用ポリエチレン管を使用することにしてあります。それ以上の管につきましては、ダクタイル鋳鉄管を採用しているところでございます。いずれにしても、耐震管としての認定を受けている管を使用して耐震化率の向上、漏水の防止ということで、長期間使用できる管を選定しているところでございます。

○委員（新橋 実君）

継手部分が非常に高いという話も聞いております。これについては、業者が独占しているような話も聞くわけですが、霧島市の業者は、鹿児島市の業者1社が独占しているような話も聞くわけですが。その辺については調べていただきたいと思っております。委託及び工事の契約の件なんですけれども、水道関係は、落札率はどのくらいで納まっていますか。

○水道工務課主幹（上小園伸一君）

平成28年度の執行状況と致しましては、配水管布設替、布設工事ですが、指名競争入札が95.13%、一般競争入札が88.89%です。業務委託が91.13%です。

○委員（新橋 実君）

指名競争入札は業者の関係もあるでしょうけれども、一般競争入札については、落札率が厳しくなりまして、88%で下限に近いような金額で決まっているような状況ですが、こうすることによって、落札残が結構出ると思うんです。落札残を生かして、また次の工事を発注するというようなことをも考えていらっしゃいますか。

○水道工務課長（寺田浩二君）

落札残が出て一定の額があれば、次の工事が計画できるというふうには考えますけれども、現在、水道工務課では、前年度に計画した路線の工事を発注することで、業務量が手一杯の状況で、年度

内さらに追加して新たな路線をとすることは、難しい状況ではあります。ただ、漏水が多かったりとかで、どうしても年度内にその工事をしたほうがいいというような所は、予定を変えて工事を発注しております。当年度予算の全てを消化しきることについては、ちょっと難しい状況でございます。

○委員（新橋 実君）

昨年度の工事全体を把握できなかったんですけれども、工事請負金額の落札残の額はどれくらいありましたか。

○水道工務課主幹（上小園伸一君）

配水管布設替え、布設工事の設計額と落札額の残額は、8,458万8,918円となります。

○委員（新橋 実君）

落札残が結構出ると思いますので、こういったものを次の予算に組んでいただいて、有収率をしっかり上げるように対応していただきたいと思います。

○委員（前川原正人君）

決算書26ページ、営業外収益の他会計補助金は、簡易水道の場合は交付税の算定基礎に入っていると思うんですが、1,441万4,000万円、これは全て交付税措置という理解でよろしいですか。

○水道政策G主査（山内 太君）

平成28年度に簡易水道に関する一般会計からの繰出金ということで受けて、1,441万4,000円ですけども、これは普通交付税の基準財政需要額のほうに算入されているものでございます。

○委員（前川原正人君）

1,441万4,000円は全額が交付税措置ということで理解していいですか。

○水道政策G主査（山内 太君）

普通交付税といいますのは、御承知のとおり、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いてその不足分が普通交付税として交付されるということになってございます。交付税の基準財政需要額に算入されているというのは確かなんですけれども、普通交付税の計算の上で、そこから収入額を引かなければならないというふうになっておりまして、例えば水道事業の簡易水道の起債に関して、どれくらい基準財政収入額を引きなさいといったことは、我々では分からないですので、満額が普通交付税として算定されていますよというところまでは申し上げられません。基金財政需要額には計算上、確かに含まれているといったところで御理解いただきたいと思います。

○委員（中村満雄君）

水質について伺いたいのですが、台明寺水源池の上のほうで、産業廃棄物といったものが投棄されているという情報が入っているんですが、台明寺水源池の水質の現状とその水質確認の頻度といったものを教えてください。

○水道工務課長（寺田浩二君）

台明寺水源池について、特に異常な数値というのは現在ございません。全て、基準値の範囲内で良質な水質を保っているという状況でございます。

○委員（新橋 実君）

今後、人口減少が進んでいくと思うわけですが、今回も給水人口が減ったということですが、給水件数は増えたということで収益は少し増えているわけですが、今後、人口が減少していくと単価も考えていけないといけないと思うわけですが、その辺については、どのように考えていらっしゃいますか。

○水道管理課長（浮邊文弘君）

有収水量につきましては、人口減少等によって、計画では減り続けるという予測をしておりました。実際のところ、合併の頃からしますと、水量は相当減っている状況でございます。今現在におきましては、若干横ばいから緩やかな下降という状況になると思います。先ほど、委員がおっしゃいましたように、上水道事業につきましては、給水件数のほうが増えておりまして、件数が増え

るということは基本料金のほうが相当増えているような状況で、使用水量に対する従量料金については、昨年度と比較しますと若干増えている状況になっております。ただ、ここ数年の状況を見ますと、増減を繰り返しているような状況でございます。今すぐに水道料金の改定とかといったことを考えるような状況ではないと考えており、また、今、純利益のほうも、ある程度の財源確保ができておりますので、現在において、水道料金の改定といったことについては、まだ検討には入っていない状況でございます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第71号及び議案第72号についての質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時58分」

「再 開 午前 9時59分」

**△議案第73号 平成28年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について**

**△議案第74号 平成28年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分について**

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第73号、平成28年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について及び議案第74号、平成28年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分についてを一括して審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（堀切 昇君）

議案第73号に入る前に、先ほど前川原委員から御質問のありました有収率をどういうふうにご考えているかということで、先ほど返答できませんで、目標はないということをお伝えしたんですが、有収率につきましては、現在の88%から90%へ向上させるということを目指し、水道ビジョンのほうにたっておりますので、そういうふうにご理解いただければと思います。それでは、議案第73号、平成28年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について、御説明申し上げます。工業用水道事業につきましては、平成28年度は16社21事業所に給水し、産業基盤の確立に必要な 安定的かつ低廉な価格の給水を確保するため、施設の保守・管理に努めてまいりました。契約水量は1日280<sup>m</sup>で、年間使用水量である有収水量は55,132<sup>m</sup>となっており、前年度と比較して1,231<sup>m</sup>減少しております。しかし、工業用水道事業につきましては、責任水量制を採用しており、料金算定に用いる期間有収水量は、前年度より5,101<sup>m</sup>増加しております。経営成績をみますと、総収益2,138万9,930円、総費用2,027万955円で、差引き111万8,975円の純利益となっておりますが、一般会計から272万3,000円の補助金を繰り入れていることを考慮しますと、依然厳しい経営状況であると考えております。また、平成25年度から老朽施設の更新に着手しており、平成28年度は、浄水場の施設更新工事として、計装盤等取替工事を実施したところです。厳しい状況下ではありますが、経費節減に努め、健全な企業経営を推進するとともに工業用水を安定的に供給するための必要な整備を行ってまいりたいと考えております。詳細につきましては、後ほど水道管理課長が説明申し上げます。続きまして、議案第74号、平成28年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分については、議案第72号と同様に、平成28年度霧島市工業用水道事業会計で生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものでございます。平成28年度霧島市工業用水道事業会計決算における未処分利益剰余金の処分につきましては、前年度からの繰越利益剰余金221万1,142円と当年度純利益111万8,975円の合計額333万117円に、当年度補填財源として使用した建設改良積立金取崩し額18万3,538円を加えた351万3,655円が当年度未処分利益剰余金となり、このうち118万3,538円を建設改良積立金として処分、当

年度補填財源として使用した建設改良積立金取崩し額の合計18万3,538円を資本金に組み入れ、残額214万6,579円を翌年度繰越利益剰余金としようとするものでございます。以上、説明申し上げますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○水道管理課長（浮邊文弘君）

議案第73号、平成28年度霧島市工業用水道事業会計の決算認定について、御説明申し上げます。決算書の1～4ページは工業用水道事業決算報告書で、1～2ページが決算報告書の収益的収入及び支出です。収益的収入の第1款、工業用水道事業収益の決算額は2,138万9,930円で、対予算比は102.0%です。次に、収益的支出の第1款、工業用水道事業費用の決算額は2,027万9,955円で、対予算比は96.7%で、収入から支出を差引いた額は111万8,975円となります。続きまして、3～4ページの資本的収入及び支出ですが、収入は3,580万円で、対予算比は93.3%です。支出につきましては、3,715万2,000円で、対予算比94.0%になります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額135万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金116万8,462円、建設改良積立金取崩し額18万3,538円で補填しております。次に、5～6ページの損益計算書です。営業収益は561万9,440円、営業費用は2,027万9,955円で、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は1,465万1,515円の損失となります。次に、営業外収益は1,577万490円で、営業利益を加えた経常利益は111万8,975円となり、この金額が平成28年度の純利益になります。前年度の繰越利益剰余金221万1,142円及び当年度補填財源として使用した建設改良積立金取崩し額18万3,538円を当年度の純利益に加えた当年度末処分利益剰余金は351万3,655円になります。続きまして、7～8ページは剰余金計算書です。計算書上段の前年度末残高から、議会の議決による前年度分の剰余金処分を行ったものが、中段に記載してあります処分後残額で、建設改良積立金は308万8,189円を積立て1,000万円になっております。下段の当年度末残高は、利益剰余金の建設改良積立金が、18万3,538円の取崩しにより981万6,462円に、未処分利益剰余金が、建設改良積立金取崩し額18万3,538円及び当年度純利益111万8,975円を加え351万3,655円で、利益剰余金の合計額は1,508万117円に、資本金・剰余金を併せた資本合計は7,912万4,936円になります。続きまして、9～10ページの貸借対照表です。9ページは、資産の部です。固定資産合計は3億1,833万9,099円で、詳細は19～20ページの有形固定資産及び無形固定資産明細書に掲載してあります。流動資産合計額は4,073万4,572円で、このうち現金預金は4,069万3,362円で、平成29年度への繰越現金になります。固定資産及び流動資産を合わせた資産の合計額は3億5,907万3,671円です。次に、10ページの負債の部です。固定負債は修繕引当金2,499万2,590円、流動負債は未払金の84万5,403円となります。また、繰延収益は、長期前受金2億5,411万742円で、負債の合計額は2億7,994万8,735円となっております。次は、資本の部です。資本金は2,204万9,819円です。剰余金につきましては資本剰余金が4,199万5,000円、利益剰余金が1,508万117円で、剰余金合計額は5,707万5,117円、資本金及び剰余金を併せた資本合計は、7,912万4,936円、負債と資本の合計額は3億5,907万3,671円になります。これは9ページの資産合計と一致しております。11ページは注記表になります。以上が決算書に関する説明です。続きまして、決算付属書類について説明いたします。決算付属書類の12～14ページは工業用水道事業報告書です。まず、概況ですが、平成28年度の給水につきましては、16社21事業所に供給いたしました。使用水量は年間5万5,132㎥、契約水量は1日280㎥となっております。次に、建設工事の概要ですが、施設改良工事1件を行っております。次の業務量ですが、年間配水量は5万9,172㎥、年間有収水量は5万5,132㎥で、有収率は93.17%となっております。次は13ページになります。供給単価は、49円43銭で前年度より1円23銭低く、給水原価は63円64銭で、前年度より12円46銭高くなっております。次は主要契約の要旨になります。300万円以上のものを掲載しており、該当する契約は1件となっております。14ページには、事業資金収支表を掲載しております。受入資金が8,367万5,271円、支払資金が4,298万1,909円で、差引額が4,069万3,362円となり、平成29年度への繰越現金となります。15ページはキャッシュフロー計算書で、水道事業と同様に間接法を用いております。業務活動によるものが253万

8,000円の増、投資活動によるものが135万2,000円の減で資金増加額118万6,000円となり、資金期首残高3,950万7,000円にこれを加えた資金期末残高は4,069万3,000円で、貸借対照表の現金預金の額と一致します。以下、16～18ページに収益費用明細書及び資本的収支明細を、19～20ページに固定資産明細書を掲載しております。以上が平成28年度霧島市工業用水道事業会計決算書の説明になります。なお、議案第74号、平成28年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分の説明につきましては、上下水道部長の説明と重複するため省略いたします。以上で説明を終わります。

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（中村満雄君）

工業用水道ということで、企業誘致とかにも非常に密に関係するわけですが、水の供給単価と給水原価との乖離があることから、利益が出ていないということになるわけですが、部長も厳しい経営状況であるという御認識は持っていらっしゃると思いますが、方針として、この状況を放置されるのか、何らかの改善、例えば、供給単価を引き上げるとかのお考えはないか、その辺を教えてください。

○上下水道部長（堀切 昇君）

給水単価の引上げについてということなのですが、現在1<sup>m</sup>当たり45円で料金を設定しております。これにつきましては、平成11年7月1日で、旧通商産業省から示されている工業用水道事業補助金の交付を受けた事業の取扱いについてというのがありまして、その基準料金を根拠としているわけです。現在、工業用水道事業につきましては、上水道と比較して1<sup>m</sup>当たりの単価が低くなっておりますが、責任水量制ということで、使った分の料金を取っているわけではありませんが、昔からなのですが、1日当たり10t以上の単位で契約していただいております。そういうこともございまして、実際使っても使わなくても契約水量の料金は頂いているところでございます。決算書の12ページになりますけど、給水収益の有収量は11万3,676<sup>m</sup>³なのですが、実際の使用した水量というのは、5万5,132<sup>m</sup>³ということで、半分以下になっております。そういった状況ですので、単価を上げたから、即、料金につながるというものでもなくて、実際に使用されている水量以上の契約単価でお支払いいただいているということになっておりますので、この現状を踏まえて、今後、料金の改定については現行のままでいきたいと考えているところでございます。これは企業誘致で入ってこられた企業さんに対するものですから、そういう企業さんに対していきなり水道料金を上げるといって、実際上野原台地につきましては、9割方、企業が貼り付いているわけなのですが、商工観光部の企業誘致の関係もございまして、一概にはこちらのほうだけで決められないというのが現状でございます。

○委員（中村満雄君）

平場にある企業に対して、工業用水道を供給しているということはあるんですか。

○水道部管理課長（浮邊文弘君）

工業用水道事業につきましては、工業用水道区域というものが設定してあるところになりますので、上野原テクノパークだけが工業用水道区域として設定してありまして、上水道区域、簡易水道区域につきましては、工業用水道事業区域は設けておりません。

○委員（中村満雄君）

例えば、下のほうで水を使う事業者が進出してくることがあった場合、どのようにされるのか。上水を工業用水として供給するといったことがあり得るのかを、教えてくださいませんか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

下場の上水道区域に企業さんが来られた場合につきましては、一般の方の水道料金と同じ料金で、こういった工業用水という取扱いはいたしておりません。

○委員（中村満雄君）

現在の契約数量は1日280<sup>m</sup>³となっておりますが、280<sup>m</sup>³以上の供給能力を工業用水として持ってい

るという理解でいいですか。

○水道工務課長（寺田浩二君）

現在の上野原工業用水の供給能力としましては、日量900m<sup>3</sup>を設定しております。この基準で排水設備を整備しているという状況でございます。

○委員（中村満雄君）

上野原の供給能力と契約数量が一応280m<sup>3</sup>となっているということで、余裕度というか、例えば、上野原に水をたくさん使う企業がきても十分でしょうか。

○水道工務課長（寺田浩二君）

上野原工業団地の進出企業という部分では、ほぼ9割方埋まっている状況です。今後、極端に大きな分譲をする工業用地というものがございませんので、先ほど申しました日量900m<sup>3</sup>の水量で十分賄えるものと考えております。

○委員（前川原正人君）

工業用の責任水量ということでやられているわけですが、タンクのキャパというのはどれぐらいあるんですか。それ以上あるからこそ、まだそこまでいっていないということなんですが、大体何千tぐらいクラスのタンクをされているんですか。

○水道工務課主幹（上小園伸一君）

工業用水用の配水タンクが780tです。雑水が16tであります。

○委員（前川原正人君）

そのタンクに溜めて、今度はそれを配水管を使って供給するわけですが、そのパイプの径というのはどれくらいを使っているんですか。

○水道工務課主幹（上小園伸一君）

配水管の径につきましては今資料を持ち合わせていないんですけれども、配水タンクから出た流量径がおそらく100mmだと思います。

○委員（前川原正人君）

当然、工業用水ですので、相当な水を使うという想定のもとで100mmが設定されていると思うんですが、今度は、工場の中の口径というのは大体13mmないし20mm程度で設置しているという理解でよろしいんですか。

○水道部管理課長（浮邊文弘君）

これは管の口径は様々でございますが、雑水と工業用水道があるんですが、13mmから大きいところでは75mmまでございます。

○委員（前川原正人君）

雑用というのは飲雑用水ですよ。ほんの数件、この水を使ってやっているわけですが、ここは大体13mmを使っているわけですよ。個人の住宅へという点では。

○水道部管理課長（浮邊文弘君）

飲雑用水ではございませんで、工業用水道につきましては、飲用では供給いたしておりません。あくまでも雑用水ということになります。この雑用水につきましては、全部が13mmではなくて、ここにつきましても、40mmからです。先ほど75mmと申し上げましたけれど、ここにつきましては、上野原縄文の森、こちらの方が雑用水で75mmを入れておりますので、やはり13mmから75mmまで様々な口径でございます。

○委員（前川原正人君）

以前の記憶で薄い部分があるんですが、一時期、雑水を利用して供給したことがなかったでしょうか。

○水道工務課長（寺田浩二君）

上野原工業団地に隣接します後川内という集落で、それまで使っていた集落の水源が濁水になったということで、上野原工業用水の雑水を後川内のほうに給水するというので、現在もその給水

を続けているというところがございます。後川内につきましては、上水道の区域ということで区域設定をしまして給水しているという状況でございます。

○委員（前川原正人君）

それは生活に欠かせない水ですので、するなということではなく、臨機応変で構わないとは思いますが。もう一つは、市の工業用水道の水道施設の管理事務業務要領、これが平成26年4月1日に制定されて、毎日1回、対象施設を巡回すると。水銀については、午前午後1回ずつ確認をするということになっています。これは今もそういうふうに行われているという認識でよろしいですか。

○水道工務課長（寺田浩二君）

この工業用水道施設の管理につきましては、委託で管理してもらっております。その中の管理の条件としましては、365日の点検を条件としております。

○委員（前川原正人君）

私が聴きたいのは、毎日1回対象施設を巡回しなさいと、水銀については午前午後1回ずつ確認をなさよというふうに要領で定めているわけです。おまけに、必要に応じて施設の草刈り、清掃が定められているんです。だから、本来であったら、それは委託ではなくて、本来であれば企業の社会的責任という点では企業にもやはり要請すべきだと思うんですね。企業誘致ですので、来ていただいて有り難いというのはありますけれど、それはやるなということではなくて、企業にも応分の要請をするべきではないかということをお聞きしているわけです。いかがですか。

○水道工務課長（寺田浩二君）

この工業用水道の管理としましては、工場内のメーターから先、二次側につきましては、その企業のほうで管理していただくと。そこから手前、メーターから水源といったところは水道事業のほうで管理しているということとございまして、特に、企業に工業用水の管理等につきましてお願いをするということはないんじゃないかなと思っております。

○委員（前川原正人君）

分かりました。要するに今のは確かに棲み分けをしなければいけないと思うんですけど、委託をしているというのであれば、どこの部分にそのことが予算上出てくるんでしょうか。これは工業用水の会計の中では処理をしていないのか、されているとすれば、どの部分で委託業務として支出されていくことになるのか、お示しいただけますか。

○水道部管理課長（浮邊文弘君）

決算書の17ページをお開きください。(目)総係費の中の委託料162万円で私人委託ということで、一人常駐委託ということで、この委託料をお支払いしております。

○委員（前川原正人君）

分かりました。それと先ほど後川内に数戸、雑水を利用しているということで御説明いただいたんですが、この水道料金というのは、市の上水道のいわゆる13mmの場合、基本料金を190円、重量割が85円ということで徴収をしているという理解でよろしいですか。

○水道部管理課長（浮邊文弘君）

後川内地区は、先ほど水道工務課長が申しあげましたように、上水道区域になっておりますので、上水道の料金と全く同じ料金を頂いております。

○委員（新橋 実君）

13ページですけれども、今回、上野原工業用水施設改良工事をされていますが、これはどういう内容でしょうか。

○水道工務課長（寺田浩二君）

平成28年度の工事の内容につきましては、主に水道施設の電気設備、機械設備の更新という内容でございます。

○委員（新橋 実君）

この業者は地元業者ではないような感じがするんですが、地元では対応できなかったということで理解していいんですか。

○水道工務課長（寺田浩二君）

この工事につきましては、工種が電気工事でございますので、霧島市に電気工事として登録している業者の中から条件付き一般競争入札という形で入札を執行したというところでございます。

○委員（新橋 実君）

電気工事が主だったということですね。分かりました。上野原工業団地は、空き団地はあと幾つあるか御存じですか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

現在21社入っているということで、9割方というのは押さえているんですが、あとどのくらい空いているというのは把握しておりません。

○委員（新橋 実君）

どれだけ入っているか理解していないということは、そこについて水道の配管は全然いっていないということで理解していいんですか。周りに道路もありますが、その辺の配管工事についてもまだ対応はされていないということで理解していいんですか。

○水道工務課長（寺田浩二君）

配管につきましては、造成がしてある部分につきましては全て給水できるように配管は当初からしてあるという状況でございます。

○委員（新橋 実君）

配管はしてあるけれども、どこにどういうふうな形で入るかは分からないから、引き込みについてはまだしていないと。場所が決まらないというようなことですよね。何mmを引き込むかも分からないわけですから、そこまでは対応されていないということですね。そのときに対応するというところで理解していいんですね。

○水道工務課長（寺田浩二君）

引き込みまで工事は終えているというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

引き込みも13mmから75mmまでであるということでしたけれど、そういうのが把握できているんですか。それとも、大きいものを入れていないということで理解していいんですか。引き込みについては業者負担になると思うんですけれども、それまでするということは、それは業者は負担しなくていいということですか。

○水道工務課長（寺田浩二君）

引き込みの件と関係について、配管図を詳細に見てみないと的確な答えができませんので、後ほど回答をさせていただきたいと思っております。[21ページに回答あり]

○傍聴委員（宮本明彦君）

13ページです。給水原価のところでは平成26年度から会計方法が変わったということは認識しています。ただ、ここにきて平成28年度分から給水原価の算出方法が変わっていますよね。ですから、平成27年度までは総費用を総有収水量で割った値で計算していて、去年の決算の資料では133円39銭ということでした。平成28年度は、総費用から長期前受金戻入を引いた値を総有収水量で割った値で計算されているということで今回は63円64銭ということになっていると思うんです。ですから、平成28年度から算出方法を変更した理由をお聴かせさせていただきたいのですが。

○水道部管理課長（浮邊文弘君）

ここにつきましては、平成26年度、制度改正がございました。制度改正時にこちらのほうでも給水原価、長期前受金という新たな会計ができて、この給水原価の算出方法についても、いろいろ調べましたが、従来の方と一緒という認識で算出しておりました。今回、経営指標を見て、宮本議員からも御指摘がありましたけれど、こちらの長期前受金を差引いた形での計算方法という

ことで確認をいたしまして、本来であれば昨年度も同じ計算式でやるべきところでしたが、今年度でそちらのほうに気付きました、このような形で給水原価の計算をしているところがございます。前年度の算出方法につきまして誤りがあったということになります。

○傍聴委員（宮本明彦君）

今までの平成26、27年度の計算方法のほうが実態を表しているのか、今の計算方法の方が実態を表しているのかということだと思います。大分、給水原価が安くなっているものですから、当然、収益と費用を差引いたら大赤字で、市のから交付金をもらわないといけないという状態ですから、どっちかといったら平成26、27年度のほうが、より実態を表しているかなという気はしているんですが、数字的なところもありますけれども、その辺はどっちのほうがより実態を表しているというふうにお考えなのか、お聴かせ願えますか。

○水道部管理課長（浮邊文弘君）

長期前受金戻入につきましては、補助金とかそういった外部資金を減価償却費に合わせて収益化する。ですから、実際、現金は伴わない収入となりますので、こちらのほうを入れて計算いたしますと、当然、給水原価は上がります。ただ、現金を伴わない収入ですので、経営指標もこのとおりで計算していますので、どちらかというとなりの実際の収益で割った現在の計算のほうが、正確のような気がしているところがございます。

○傍聴委員（宮本明彦君）

他市はどんな計算をしているか、何か調べてみられていますか。やはりこの方法なのか、平成26、27年度の方法なのか、その辺どうですか。

○水道部管理課長（浮邊文弘君）

先ほど申しあげました経営指標が総務省から出されているんですけれども、そちらのほうでこの計算方法が適用されていますので、こちらのほうで表記していますが、他市の状況につきましては調査しておりません。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第73号及び議案第74号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時46分」

「再 開 午前10時58分」

#### △議案第69号 平成28年度霧島市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第69号、平成28年度霧島市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（堀切 昇君）

平成28年度霧島市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、総括説明をいたします。決算書の256ページから274ページです。本市の下水道事業は、国分隼人地区の公共下水道事業と牧園地区の特定環境保全公共下水道事業を実施しており、公共水域の保全及び生活環境の向上を図っているところであります。歳入・歳出予算現額は、18億1,332万6,000円で、歳入調定額は、16億8,889万4,775円、収入済額は、15億1,563万1,114円、不納欠損額は、174万6,175円、収入未済額は、1億7,151万7,486円、支出済額は、14億7,063万8,815円、翌年度への繰越額は、2億8,734万5,000円、不用額は、5,534万2,185円であります。また、歳入歳出差引残額は、4,499万2,299円となっております。

ます。支出済額の内訳につきましては、総務費が、3億4,643万988円であり、主なものは、人件費及び施設維持管理に係る委託料などであり、土木費は、3億9,664万5,950円であり、公共下水道整備事業、特環下水道整備事業で、管渠整備等に係る工事請負費及び委託料などであり、また、公債費は7億2,756万1,877円であり、元金および利子の償還金でございます。決算に係る主要な施策の成果等については、下水道課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○下水道課長（池之上淳君）

部長から説明がございましたが、平成28年度決算の歳入について補足いたしますと、主な歳入であります一般会計繰入金が、6億8,215万7,000円で、前年度比較897万1,000円の減となっております。次に、使用料につきましては、総額3億9,845万7,578円で、前年度比較は、1,034万2,705円の増、収納率では、現年度分が99.1%、滞納繰越分が42.6%であります。負担金につきましては、総額3,270万5,400円で、前年度比較は、838万2,380円の減、収納率では、現年度分が95.4%、滞納繰越分が、8.9%であります。加えて、滞納繰越分の収入未済額のうち時効により消滅しているものについて、使用料が21万655円、負担金が153万5,520円の不納欠損処分を行いました。次に、主要な施策の成果の163ページをお開き下さい。下水道管理運営に係る歳出の主な内容といたしましては、汚水処理場の維持管理に係る経費でありまして、適切な管理運営を実施したとともに、平成28年度の特異な支出につきましては、公営企業会計移行支援業務に係る委託料がございまして、平成28年度から着手し、平成31年度からは公営企業会計として会計処理を行う予定であります。また、公共下水道整備に係る歳出の主な支出につきましては、国分隼人処理区における下水道事業整備に係る投資的経費でございまして、平成28年度の特異な支出については、国分隼人クリーンセンターの長寿命化及び3池目増設に係る委託業務であります。また、整備状況につきましては、平成28年度は国分隼人処理区において、4.0haの整備を実施し、平成28年度末で総整備面積は、821.7haとなり面整備率は、計画決定面積1,713haに対し48.0%、認可面積915.5haに対しては89.8%であります。次に、主要な施策の成果の164ページをお開き下さい。特定環境保全公共下水道に係る歳出の主な支出につきましては、汚水管渠工事等の投資的経費であります。整備状況につきましては、平成28年度は高千穂処理区において、2.4haの整備を実施し、総整備面積は、116.7haとなり、面整備率は、計画決定面積140haに対し83.4%、認可面積135haに対しては、86.4%であります。以上で平成28年度霧島市下水道事業特別会計決算の内容説明を終わります。

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（中村満雄君）

監査委員の審査意見書57ページというところで、収入対策で、より一層効果的な収納対策を講じられたいという意見が付されていますが、これに対して、具体的にどのようにお考えになりますか。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

現在の取組で申し上げますと、使用料の部分につきましては水道事業のほうに徴収をお願いしている部分がございます。以前からすると収納対策としましては、随分、実績を上げたものと考えております。負担金の部分につきましては、過年度を見ていただきますと、事業に納得いただけないといったことなどによって、負担金をお支払いいただけていないケースもございます。こちらにつきましては、収納課が行っているような国税徴収法に基づく差押等も視野に入れた状態で、今後、私どもが対処していかないといけないのだろうと。これは都市計画法に基づくものでございますが、国税徴収法に基づくという部分がございます。そういうところも確認をさせていただきながら、対処をしていかざるを得ないのかなというようなところがあります。債権としての確認を踏まえて、差押がしっかりできるというような状況であるのかどうなのかというところを、しっかり洗い出した上で、差押が可能なもの、資産調査をして構わないものかというようなところの原点の部分から準備をせざるを得ないのかなということで、下水道課にはそういったノウハウがないことから、収

納課と情報交換をしながら、準備を始めているところでございます。

○委員（中村満雄君）

不能欠損について、今回153万5,520円が出ていますが、時効というのは、請求ということで、時効延長ができると思っているんですが、これは、5年経過して払わなかったら、そのまま時効で、また来年になったら、また時効ということで、欠損が発生するのか、そのところを教えてください。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

使用料の部分とは法律が違うということを前提として申し上げますと、今委員の御質問の部分につきましては、負担金の部分だろうと考えております。負担金においては税と同様です。時効が年限で決まっております。ですので、私どもが、督促を1回出した段階で、時効の中断が1回掛かるわけなんですけれど、これは必ず行う事務ですから、この段階では必ず時効が延長されます。また、例えば、負担金の一部を少額でもお支払いいただいた時点で、時効延長されるというようなことはございます。その管理の状況と、先ほど申し上げた債権として残っているのか残っていないのか、そこらを精査した上で、不納欠損額を上げているというようなことでございます。ですので、時効を迎えたものというのは、そういうことです。ですので、私どもが、若しくは相手方が私どもの働き掛けによって、お支払いいただくか差押をするかというようなことで、時効延長ということになりますので、それを行わない限り、若しくは相手がしない限りは、時効が迫ってまいりますので、年度においては、時効がやはり次の部分が出てくるというようなことになろうと思います。毎年、時効を迎えるというのは分かっているんですけど、お支払い若しくは私どもの差押、若しくは正式な書類での分納誓約とか、そういったことがされない限りは、時効を迎えるものは、必ず出てくるというようなことにはなっております。事業もずいぶん前から始めているものですから、それを順次精査しながら、不納欠損額を決めているといった状況にあります。

○委員（中村満雄君）

要は、市に支払うべきお金を、時効になったから支払いを免れるといったことになろうかと思うんですけども、正直、どうしてと思うところです。ということは、そういったテクニックがあれば、あれは払わなくていいんだとか、こんなにしたら支払う必要はないとか、そういった方法論すら出てきてしまうのではないかと私は思うんですが、いろいろな事情があるかもしれませんが、市が頂けるお金を勘弁してあげるというのは、よろしくないのではないかとと思うのですが、それを仕方がないということで、下水道課は放置されるのですか。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

委員御指摘のとおりだと思います。時効を迎えているものについては、事業に御理解いただけないといった方もいらっしゃいます。先ほど差押も踏まえた調査と申し上げましたが、ここのノウハウがありませんで、本人死亡若しくは居所不明そういったものについて、相続人に債権がありますといったような通知、それによって督促、そういったたことを、今の段階では実施していなかったのが実情でありまして、そういった対策をとっていくことによって、先ほど委員御指摘の時効延長、時効の中断というようなことを、私どもはしていけないといけないうところでもあります。今回、時効で欠損したものは、土地の所有者の割り出しとか、かなり困難なところが主になっていると把握しております。

○副委員長（木野田誠君）

負担金の分の滞納額は、幾らくらいありますか。それと、普通、我々が下水道がないところで家を建てる場合は、合併浄化槽なりちゃんと準備して、検査を受けて家を建てるのですけれども、この負担金については、一時金払いじゃないんですか。それとも分割払いでできるのかどうかですね。普通、この負担金について、未納があるということ自体が、私どもにはどうも理解ができないんですけれども、例えば、負担金を払って、初めて家が建てるというような認識しか持たないんですけれども、そこらを変えるなり、もし分割があるのであれば、その辺を変えるなりにしたほうがいい

んじゃないかなと思うんですけども。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

負担金の未納額は国分隼人地区で1,203万4,410円です。それと、牧園の高千穂地区においては、29万5,200円、合わせまして1,232万9,610円ということで、これは、過払い分を外してございますので、一部数字が違いますけれども、そのような状況でございます。負担金の意識というのは、家を建てるといったような部分においては、全くそのとおりでだろうと思います。下水道につなぐ以前には、単純に負担金条例といったようなところも含めて、受益者となりますので、負担金をお支払いいただく、若しくは区域外であっても、負担金ではなくて協力金といったような形で、供用開始の範囲外も受け入れする部分においては、負担金をお支払いいただいているのが現状でございます。支払いの工夫という部分でございますけれども、5年間の分割ということは可能であります。年に4期分という形で20期、さらに前倒しでお支払いいただく報奨金制度も残っておりまして、お支払いしやすい状況になっているのは間違いございません。こちらにおいては、いろいろ質疑がございますけれども、現年度だけを見ていただくと、90%を超える収納率を上げているのは、この報奨金の制度もある上に、分割でのお支払いができる部分を、しっかり利用していただいていると。そういうところが周知がされているといったようなところが原因であると思います。ただし、これも5年間の支払い期間がございますので、それを踏まえて滞納分が重なっていく期間も長いので、そういった部分が金額を大きくしている理由でもございます。

○副委員長（木野田誠君）

その滞納分について、その5年間のうちに、住んでいながら未納になっているのか、住まないで空き家にして未納になっているのか、その辺は分かりますか。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

空き家というような状況というのは把握しておりません。ただし、この負担金というのは、徴収猶予とか、そういうことができるもの以外は、一旦は賦課がされます。本来は下水道につなぐ金銭的余裕はないのだけれども、低所得者でもなく既存の住宅に住んでいらっしゃる方で、なかなかお支払いしづらいといったような方もいらっしゃることは承知しております。お金はあるんだけれどという方のほうが、実際は少ないのかなと思うんですが、制度上、一旦賦課しますと、お支払いを求めていかざるを得ないのが、私どもの事業の趣旨であろうと思います。

○委員（前川原正人君）

公共下水道の部分については歴史が長くて、国分隼人の部分については、もう二十六、七年たっていると思うんですけども、平成28年度決算までの公共下水道事業に要した総体費用は、どれぐらい投資をされてきたのか分かっていれば教えてください。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

本日は数字を持ち合わせておりません。[25ページに答弁あり]

○委員（前川原正人君）

概算でどれだけ掛かったのか教えていただければ結構です。それと269ページ、270ページの中で報奨金が467万7,400円ということで、20%を引いて納付していただくことですが、これでいくと、大体何件くらい方たちの報奨金の金額になったのですか。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

後ほどお答えします。[20ページに答弁あり]

○委員（前川原正人君）

歴史的背景があって、金利がいいときに報償金を払うことで、支払う分については早く支払って、行政としてもそのお金が貯まっていて、その利ざやが出て、会計自体も大分助かった時代があったわけです。ところが、現在はゼロ金利政策が続く中で、市としても報償金は決定事項ですので、支払わざるを得ないんでしょうけれども、一方では早く払って身軽になる市民もいらっしゃるし、先ほどおっしゃった5年間にわたって、負担金の支払いをずっと抱えておかないといけない不公平

な部分も現在はあるわけで、経済力があれば、早く払うことは、私はいいと思うんです。でも、経済力が無い方にとっては、満額を5年間掛けて払うわけですので、確かに今までの歴史がありますけれど、見直す時期が来ているのではないかなという気がします。そこで市が20%の報償金を支払うことで、金利によって、幾らぐらいの影響額があるのか、その辺について把握されていらっしゃいますか。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

全体的に申し上げますと、最大20%の報償金が出るということですので、この部分については年利うんぬんとは若干違います。金額で申しますと、水準的なものもちょっと分からないんですけども、単純に考えれば、今、ゼロ金利対策の状態がまだ続いておまして、住宅等においても見直しでも0.9前後若しくは1に近いというようなのが通常であろうと思います。となりますと、ちょうど5年間の負担金の回収の期間を考えますと、5年見直しの0.9幾らですので、1%としても、19%程度の差は出てくるのだらうと考えるところでございます。ですので、借入れが困難といったような方においては、恐らく所得が少ないというようなことでございますので、私どもでも徴収猶予という制度がございます。これを活用していただいて、家計の状況をどうにか改善していただいて、それから申し出を頂いて、借入れをされるかそれでないかは、負担をお願いする方の判断でございますので、そういった形で、その時点で判断をしていただくといったようなことをおすすせざるを得ないのかなと、私どもとしては考えております。

○委員（前川原正人君）

歴史が長くなれば長くなったで、廃止をしますということはなかなか言えないと思うんです。今度は、まじめに払ってきた人たちから異論が出たりして、なかなか難しいと思うんです。しかし、どこかで線を引かないといけないと思うんです。これは未来永劫続いていくということにはならないと思うんですが、今後、検討をするべきだと思いますが、その辺については、どうお考えでしょうか。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

先ほど課長のほうから説明いたしましたが、平成32年4月には、公営企業会計への移行を計画しております。経費的なものの削減、使用料等の適正化、それに加えて今御指摘いただいたような効率性を求めた形へのシフトというのは検討せざるを得ないだらうというようなことは、私ども感じております。加えまして、今年度、国からの指導もございまして、経営戦略的なものを作る取組をしております。それを含めまして、細部において検討をしていく今後の準備はございますので、大きな変革というのがいいのかという判断もございましょうけれども、検討は当然させていただくというような形になってまいります。

○上下水道部長（堀切 昇君）

今の経営戦略について補足します。国のほう人口3万人以上の市町村におきまして、概ね10年以上ということで、そういった経営戦略を作りなさいということで要請が来ております。それが平成32年までに作りなさいと言ってきておりますので、こちらとしては、前倒しで、今年、そういった協議会を立ち上げましたので、その中で、今後10年における今から整備していく場所もですが、今後の経営について、平成32年4月1日からは公営企業会計に移行する準備もしておりますので、そういった機会を踏まえて、今おっしゃったような事も踏まえて、あとはまた牧園地区と国分隼人地区の料金体系も違いがございますので、それらをも含めて、今後検討していきたいと考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、口述の中で、平成28年度の国分隼人地区の面整備率で出されていらっしゃいます。それと高千穂地区についても面整備率の%で出ているのですが、事業ベースで見た場合には、どれくらいになりますか。

○委員長（常盤信一君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前11時39分」

---

「再開 午前11時40分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○下水道課主幹（戸高一朗君）

後ほど、お答えいたします。[25ページに答弁あり]

○下水道課主幹（池田康一郎君）

先ほど負担金協力金における前納報奨金の利用割合というようなことをごいました。件数で申し上げますと、年度内に全納をされた方が140件、うち全期前納、全期というのは5年間分をされた方が114件で81.4%が、全期前納を選択されているというような状況です。

○委員（厚地 覺君）

口述の中で、牧園の特環で計画決定面積に対し240ha、総整備面積が116.7haとありますけれども、この116.7haに対する加入率というのは、どのくらいあるものですか。

○下水道課主幹（戸高一朗君）

下水道にする接続をされた割合が、牧園が72.9%になっております。

○委員（厚地 覺君）

加入金が高いから加入しない方も、相当いらっしゃるのですけれど、牧園のホテルや旅館の加入率はどのくらいですか。

○下水道課主幹（戸高一朗君）

ホテル、旅館だけの加入率につきましては、数字的なものは持ち合わせていないんですけれども、大きなホテルが、あと3か所ほど入っていないだけで、小さなホテルや旅館につきましては、接続をされています。

○委員（厚地 覺君）

大きなホテルが、まだ加入していないということですが、一般質問において、市長は、私が率先して加入していただくように伺いますと言ったことはありますけれども、その辺は積極的にやっていたかと思っております。それと、この処理区域内で牧園の場合が1,768人ですが、これは、ホテルの宿泊客を見込んでいないんですか。

○下水道課主幹（戸高一朗君）

加入の人数につきましては、居住している方のみの人数になっております。

○委員（厚地 覺君）

ということは、ホテルに一晚、1,000人とか2,000人とか泊まったとした場合、それは含まれていないということですね。

○下水道課主幹（戸高一朗君）

おっしゃるとおりです。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、これで議案第69号について質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時46分」

---

「再開 午前11時48分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど水道部関係の質疑で答弁を求められておりますので、

許可します。

○水道工務課長（寺田浩二君）

先ほどの工業用水道の認定のときに御質問がありました、上野野原工業用水の配水管の状況について御説明申し上げます。上野原工業用地の配水設備につきましては、県が上野原テクノパークの造成時に全ての配水管及び引込管について布設しております。これを旧国分市のほうに移管したという状況で、今日に至っております。その配水管の関係につきまして、管の大きさにつきまして、御説明申し上げます。まず工業用水の配水管ですが、管径は250mmから150mmで配管をされておまして、ここから管径150mmと100mmで各用地に引込みまでされております。次に、雑用水の配管の状況ですが、こちらは管径100mmから50mmで配水されておまして、そこから管径50mmの引込み管が各用地に引込みされております。それと流量計の大きさについてですが、工業用水用の流量計は大きさが250mmでございます。次に、雑用水用の流量計につきましては、大きさが100mmで設置されております。

○委員（新橋 実君）

使用料は、使っただけの立米当たりの金額しか払わないということですか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

支払っていただく水道料金につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、1日当たり10t以上の契約ということになっておりますので、その契約水量、仮に1日10t使わなくても、10t分のお金は支払っていただくということで、御理解いただいております。

○委員（新橋 実君）

普通は基本料金というのがありますが、その辺はどうなっていますか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

通常ですと13mmで490円とか、20mmで890円という基本料金がございますが、工業用水道に関しましては、基本料金はございませんので、その契約水量を基本に行っております。

○委員長（常盤信一君）

ここで、しばらく休憩します。

「休 憩 午前 1 1 時 5 1 分」

---

「再 開 午後 0 時 5 8 分」

#### △議案第70号 平成28年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第70号、平成28年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（島内拓郎君）

平成28年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定につきまして、総括説明をいたします。決算書の275ページから291ページになります。霧島市温泉供給事業は、霧島地区及び牧園地区で行っており、歳入・歳出予算現額は、7,800万3,000円で、歳入調定額は、9,435万9,197円、収入済額は、8,150万2,287円、不納欠損額は、0円、収入未済額は、1,285万6,910円、支出済額は、7,198万8,901円、翌年度への繰越額は、0円、不用額は、601万4,099円であります。また、歳入歳出差引残額は、951万3,386円となっております。支出済額の内訳として総務費は、7,198万8,901円で、人件費、施設管理に係る費用、および導水管の布設替などに係る工事請負費などがあります。決算に係る主要な施策の成果等については、霧島総合支所産業建設課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

主要な施策の成果の165ページです。霧島市温泉供給事業は、平成28年度末現在、霧島地区では、旅館、ホテル及び病院などの営業用が25件、共同浴場が6件、家庭用が262件の計293件、また、牧園地区では、1件の病院を含め24件、両地区で合計317件へ供給しており、観光の振興や住民の健康増進を図っているところであります。現状としまして、霧島地区では、蒸気井の蒸気は、温度低下はなく、温泉量も確保できており安定した供給をすることができております。また、牧園地区でも、大きな故障等もなく安定した状態で供給をすることができております。これからも、安定供給を行うため、現在の施設を適正に維持し、今後も老朽化に伴う導水管等の布設替工事を計画的に進めてまいります。平成28年度中の具体的措置としましては、導水管の老朽化に伴う破損の恐れがあったため、両滝水源導水管の布設替工事を、実施しております。内容につきましては、配管の基礎部として32基を設置しまして、延長83mの布設替工事を実施しております。その他、温泉管などの修繕を34か所実施しております。以上で平成28年度霧島市温泉供給特別会計決算の内容説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（中村満雄君）

星野リゾートとは温泉の供給契約とかは、締結済みでしょうか。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

まだ、温泉供給の締結はしておりませんが、打合せ等は数回させていただいております。

○委員（中村満雄君）

ということは、以前あったホテルから得ていた温泉料に相当するものは、収入に上がってきていないということになりますか。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

以前あったホテルについては、星野リゾートが後を継承するというので、準備は進めているところですが、現在のところは、今の建物を全部取り壊しまして、新たに建てるということで、新たな施設ができてからの温泉供給になりますので、収入はそれからになる予定です。

○委員（中村満雄君）

以前あったホテルから温泉料そのものが入ってこないということは、温泉の収入は、その分だけ少なくなっているんですかという質問なのですが。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

そのとおりでございます。

○副委員長（木野田誠君）

収入未済額1,285万6,910円、この中に以前あったホテル分は入っていますか。入っていたら幾らぐらいですか。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

その件につきましては、平成27年度までが1,030万3,050円ございました。これを平成28年度で全額お支払いいただきました。

○副委員長（木野田誠君）

確認ですが、以前あったホテルの温泉に関する負債は、もうないということですか。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

新たに経営される方が、公共料金を優先して支払っていただいたということで、以前あったホテルの残金はございません。

○副委員長（木野田誠君）

未払いの分を済まされたから、今、話し合いを始めたということですね。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

そのとおりでございます。

○委員（中村満雄君）

そのホテルの向かいの霧島神宮台ですか。あそこの供給がごたごたしていたということを聞いているのですが、現在のところ、どのようになっていますか。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

あそこは霧島神宮台という別荘地になりますけれども、霧島神宮台の中にあります道路自体が個人の名義が入っておりまして、以前は使えたんですけども、老朽化等によって温泉が出なくなったということなんですけれども、個人の道路ということで、こちらのほうも手が付けられない状況でございます。

○委員（中村満雄君）

と言いますと、あそこには入口近くに異人館というのがありますが、そこへの温泉供給は、今どうなっているかということと、その霧島神宮台の奥のほうにある別荘には、現在のところ、温泉は供給されていないということですか。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

異人館のほうは、前の道路に面していることから、供給しているところでございます。奥のほうの別荘地につきましては、一番高いところに配湯をするタンクがあるんですけども、そのタンク自体が個人の所有という部分もございまして、供給できない状況になっております。

○委員（中村満雄君）

あそこの件は、裁判になっていたと思うのですが、その動向とかは御存じではないですか。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

以前は、自治会のほうで道路を所有されてる方と裁判をしていたということだったんですけども、途中で御破算になったというようなことを聞いております。

○委員（前川原正人君）

289ページの中で、温泉施設費として補償補填及び賠償金という金額が151万1,537円支出済額として決算があるわけですけども、これの主な理由は何でしたか。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

これにつきましては、温泉の水を霧島川から採取しているんですけども、この下流側に九電の第1と第2の発電所がございまして、これの上流で水を取っていることから、その分、九電のほうで発電ができないということで、減少電力料に対する補償金ということで、九電に支払っている金額でございます。

○委員（前川原正人君）

これは未来永劫払い続けなければならないものですか。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

これが火力発電に換算して計算するとから、原油単価の影響などで、毎年の金額は変わるんですけども、ずっと払うということになっております。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、上水道を例えて言えば、減価償却を出すわけですよね。施設とか管を使ったりするわけですけど、ある意味、配管布設替え等した場合は、行政の定率法で減価償却をしていくことで採算が合っていくということになっていくんですけど、そういうことは視野にはないですか。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

企業会計につきましては、毎年、国のほうから調査がくるんですけど、現在のところは、まだそれまでは達しておりません。

○委員（中村満雄君）

霧島の蒸気を取るパイプが腐食しているということですが、先日、さくらさくら温泉のおかみさんと話をしたのですが、さくらさくら温泉は市の供給ですか。独自ですか。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

独自のものとございます。

○委員（中村満雄君）

霧島市の温泉事業というのは、蒸気に水を通して理解しているんですけども、ということは、地熱と同じ理屈なんですけれども、あの近辺で地熱発電の計画があるか否かということ、御存じないですか。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

現在のところは把握しておりません。

○委員（厚地 覺君）

加入金で19万800円とありますけれども、これは先ほど説明がありました経営移譲の方の加入金ですか。

○霧島総合支所産業建設主幹（谷山一治君）

19万800円につきましては、温泉の加入金で、ペンを経営されている方が面積を増やされたための増加分になります。

○委員（厚地 覺君）

この加入金が発生する以上は、権利金は発生しないのですか。

○霧島総合支所産業建設主幹（谷山一治君）

条例に基づきまして、加入金という形の取扱いをさせていただきます。

○委員（厚地 覺君）

ということは、民間の権利金と理解していいわけですか。

○霧島総合支所産業建設主幹（谷山一治君）

条例上加入金という取扱いでしてしまして、権利金とは違った形になろうかと思えます。

○委員（厚地 覺君）

我々の民間のものは、新たに取得すれば100万の権利金を払って生ずるわけなんですけれども、おかしいと思えますが、その辺はどうですか。

○霧島総合支所産業建設主幹（谷山一治君）

条例上、加入金という取扱いで、原則、お返ししないという形になっておりますので、加入金と取り扱っています。

○委員（厚地 覺君）

あまりにも安過ぎて、びっくりします。例えば牧園のものは、もう20年以上経過している。石灰質が多いため井戸が詰まって、いわゆる動脈硬化減少を起こすわけなんですけれども、そういう事態は発生していないですか。

○霧島総合支所産業建設主幹（谷山一治君）

現在のところ、牧園のほうは、そういった現象等ございませんので、今のところは安定的に供給させていただいております。霧島のほうにつきましても、安定供給をさせていただいております。

○委員（厚地 覺君）

過去に一回もさらえ掘りはしてないですか。

○霧島総合支所産業建設主幹（冷水辰雄君）

霧島のほうで一度だけ、井戸が閉塞したために、さらえ掘りをしたことがあります。

○委員（厚地 覺君）

何年に経過してやったわけですか。

○霧島総合支所産業建設課温泉G主査（冷水辰雄君）

当初平成8年度に一つの井戸ですけど、替え掘りをしまして、それを平成21年度にさらえ掘りをした経緯があります

○委員（厚地 覺君）

その経費というのは数千万円掛かるわけですか。

○霧島総合支所産業建設課温泉G主査（冷水辰雄君）

資料を持ってきておりませんが、1,000万円は掛かっていないと思っております。

○委員（中村満雄君）

四、五年前に新しい井戸を掘って無事に蒸気が出てきたということで、一時非常に大きい音がしていました。その経過とか、厚地委員の発言でもありました霧島の労災病院のあそこは、当面、蒸気の減少とかに対する不安はないという理解でいいか、その2点です。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

騒音の問題につきましては、ヒューム管の中に碎石を詰めてそこを通す形で消音を図っているところがございます。将来的に安定するかということなんですけれども、地下のことですので、こちらのほうで大丈夫ということとは言えないところがございます。

○傍聴委員（宮本明彦君）

289ページ、一般管理費の中で積立金があります。1,251万3,000円。これは過去から積み立てている分があって、現在幾ら貯まっていることでよろしいんですか。

○霧島総合支所産業建設課主幹（谷山一治君）

1,251万3,000円につきましては、今回、基金のほうに積み立てる額になります。

○傍聴委員（宮本明彦君）

今積み立てられた金額は1,251万3,000円ですと。過去から積み上がっている金額としては幾らありますか。

○霧島総合支所産業建設課主幹（谷山一治君）

291ページに、財産に関する調書ということで、基金のほうが書いてあります。現在では1億4,728万5,000円という形で報告させていただいています。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。ないようですので、これで議案第70号についての質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時20分」

「再開 午前 1時22分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの下水道関係のことで発言を求められておりますので、発言を許可します。

○下水道課主幹（戸高一朗君）

午前中の前川原委員の質問に対して未回答となっておりましたので、お答えしたいと思います。質問内容としまして、これまでの事業費は幾らかということと、事業費ベースでの整備率は幾らかということだと思っております。霧島市公共下水道、国分隼人につきましては、平成28年度まで事業費で246億9,400万円。これは平成28年度の繰越事業費を除いております。平成34年までの認可区域内の概算事業費が285億4,500万円となっておりますので、事業費ベースの整備率でいけば86.51%となっております。ちなみに、全体の事業費としまして、2,097ha分で換算しますと、事業費としましては510億2,700万円となっておりますので、48.39%になります。ただ、全体の事業費につきましては、平成元年時点での積算となっておりますので、若干金額の変更はあるかと思っております。続きまして、特定環境保全公共下水道事業の公共下水道につきましてお答えします。平成28年度までの事業費が、35億9,800万円。平成34年までの認可区域内の整備事業整備費が、40億7,800万円となっておりますので、整備率としましては88.2%。またこれも、全体で換算しますと、全体事業費が46億300万円となっておりますので、整備率としましては78.17%。ただしこれも、平成5年の積算事業費となっております。

○下水道課長（池之上淳君）

2点修正をお願いいたします。1点は、部長と池田主幹が公営企業の開始年度について、平成32年4月と申しましたが、正しくは平成31年4月からになりますのでお願いいたします。もう1件ですけれども、受益者負担金の報奨金の関係ですが、これを報奨金の前期納入者140件と言っておりますけれども、この数字は受益者負担金、使用者協力金を払うべき受益者という方が、平成28年度は全体で140件いらっしゃいました。そのうちの122件の方が、報奨金の対象者になっております。そのうちの114件の方が、5年分をまとめて払ったという数字になりますので、訂正をいたしたいと思っております。

○委員長（常盤信一君）

はい、御苦労様でした。しばらく休憩いたします。

「休憩 午後 1時28分」

「再開 午前 1時29分」

#### △ 議案第64号 平成28年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより決算関係議案13件の議案処理を行います。議案番号順に行います。まず、議案第64号、平成28年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

○委員（前川原正人君）

自由討議ということでございますけれども、一般会計の議案第64号、一般会計歳入歳出決算について、申し上げたいと思っております。これまでの議論の中でも明らかになったわけですが、経営健全化計画で示されました基金と実際の基金残高は、目標値の約70億円と位置付けられていました。ところが約96億円上回っておりましてその金額約165億円となっております。これにつきましては、今後、第3次経営健全化計画で実態にあった在り方が求められているということと、市民の暮らし福祉など、かゆいところに手が届く在り方により一層取り組んでいっていただきたいということを述べておきたいと思っております。

○委員（中村満雄君）

全般的にですが、主要な施策の成果ということで、それぞれの枠の右側に成果というのがあって、何々が図られた、何々がという記述が本当なのと疑うような記述がある。例えば、私が林務水産課の鳥獣捕獲のもので、「確認したしたのか」というと「確認していません」という答弁なんですよね。どう書かれていたか言いますと、農作物被害防止、有害鳥獣捕獲の推進・強化が図られたと、「確認しているの」と聞いたら、「いや、確認はしてないんですよ」とか執行部の独自の見解でしょうけど、自己満足型の成果になっているなということに疑問を覚えましたということと、今回、関平温泉の現地視察をしたんですが、今はそうならないとのことで仕方ないのですが、いろいろな数字が分散していて関平温泉そのものの収益性とかが見えない決算書類になっておいて、これはあとで意見として申し上げますけれども早めに独自の、極端に言いますと民間企業として存続できるような形の会計処理とかそういった方法を取るべきではないかと思いました。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

○委員長（常盤信一君）

ないようですので自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第 64 号、平成 28 年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、反対の立場から討論に参加をしたいと思っております。これも御存知のとおり、今回の一般会計の決算は形式収支 25 億 6,432 万 2,000 円、翌年度に繰り越すべき財源 4 億 8,900 万 7,000 円を差し引いた実質収支は、20 億 7,531 万 5,000 円の黒字となっております。基金につきましては、先ほども述べましたとおり財政調整に活用可能な財政調整基金、減債基金、特定建設事業基金の 3 基金の合計は 165 億 5,709 万円となっております。これまで策定をされました経営健全化計画の目標値よりも約 96 億円も上回っております。今後、作成される第 3 次経営健全化計画では実態に見合った方向で検討すべきであるということを指摘しておきたいと思っております。二つ目には、平成 28 年から、これは 1 月からでしたけれども、年度は平成 27 年ですが、またがっている部分もあるんですけども、マイナンバー制度が制定をされました。このマイナンバー制度は政府が一人一人に番号を付しまして、管理し他分野の個人情報と紐付けして利用できるようにするという、そういう問題がございます。個人番号カード交付事業として、1,968 万 4,000 円が本決算にも明らかになっています。これは住基ネットなどとは比較にならない大量の個人情報を蓄積し、税、医療、年金、福祉、介護、労働保険、災害補償などあらゆる分野の情報を一つの番号にまとめていくということが担われております。公務員に関わらず多様な主体が、この番号を取り扱います。活用される個人情報の漏えいが懸念をされます。このようなことで、本市のマイナンバーカードの普及率は 8.39%の数字が物語っていると考えます。三つ目には、平成 28 年度中に国分地区南部学校給食センターの進捗率が 34.86%、支出済額で 1 億 8,000 万円との決算でございました。これは旧国分市で伝統として守られてきました、学校給食の自校方式を大きく変更することになっております。今年度 9 月の供用開始となりましたけれども、地元食材の使用率は全体では 23.5%という状況で、市が定めた食育推進計画から見ましても、はるかに遅れておまして、その検証が求められております。四つ目には、霧島永水で稼働している木質バイオ発電事業であります。この発電事業は 5,700kw の発電量を確保するために、間伐材でトン当たり 2,000 円、一般材木では 1,000 円を霧島市が 5 年間の補助金を支出するという規定がございますが、平成 28 年度も 1 億 200 万円が支出をされております。原発に頼らないエネルギー確保には異論はございませんが、木質バイオマス発電事業は検討段階から素材生産者である、当時の現職議員でありました市議会議員が、木質系バイオマスエネルギー検討委員会におきまして、補助金支出を強く求めていました。その後木質発電事業者の取締役にも就任した経緯がございます。私は政治家の地位に基づく影響力の行使に当たるということも踏まえまして、政治倫理上の問題があるとして指摘をした経緯があることから、今回の決算認定には賛成をいたしかねるということを書いておきたいと思っております。

○委員長（常盤信一君）

次に、賛成の方の発言はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第 64 号について認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者 6 人、起立多数と認めます。したがって、議案第 64 号は認定すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第 65 号 平成 28 年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第 65 号、平成 28 年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての自由

討議に入ります。何か御意見はございませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第 65 号、平成 28 年度、霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、自由討議ということでございますので、述べさせていただきたいと思っております。この審査の中でも明らかになりましたとおり、来年度、国保事業が県に移管をされるというそういう状況が計画されていると思っております。国保の加入者というのは、所得水準が低く、税負担が重いとこういう構造的な課題があります。県に移管をすることは、これは国策ではありますけれども、市民の福祉、暮らしを守るといふ点からいいましても、一般会計からの繰り入れで負担軽減策を検討して実行に移していただきたいということを述べておきたいと思っております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第 65 号について認定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 65 号については全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第 66 号 平成 28 年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第 66 号平成 28 年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（常盤信一君）

ないようですので自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わり採決します。議案第 66 号について、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま、ご異議がありましたので、起立により採決します。議案第 66 号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者 7 人、起立多数と認めます。したがって、議案第 66 号は認定すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第 67 号 平成 28 年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（常盤信一君）

次に議案第 67 号、平成 28 年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第 67 号、平成 28 年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論に参加をいたします。これまで高齢者の負担増加に配慮し、第 1 号被保険者も保険料の段階を 6 段階から第 9 段階に細分化をした経緯がございます。平成 28 年度決算では、第 1 号被保険者数 3 万 2,381 人ですが、要支援から要介護までの受給者は合計で 4,773 人、施設サービス受給者数が 900 人、全体の利用率はわずか 17.5%という状況であります。一方基金積立額は、審査でも明らかになりましたとおり、出納閉鎖時点での積立残額が約 5 億 5,000 万円、現在では約 6 億 6,400 万円という報告でございました。厚生労働省は 2008 年 8 月の保険料の設定につきまして、通達を出して介護給付準備基金は、各保険者において最低限必要と認める額を除き基本的には、次期計画において歳入として繰り入れるべきものであると考えてしております。減り続ける少ない年金から保険料の負担強化が進められております。度重なる介護保険の法律の改正によりまして、本当に対応が必要な方が安心して介護を受けられない状況であり、国策ではありますが、本来の福祉政策が保険料や利用料の負担により逆行していることを指摘するものであります。また来年度から始まります第 7 期介護保険計画においては、被保険者から徴収されました基金の一部を活用しまして保険料の負担軽減をすべきであることを申し添えて私の反対の討論といたします。

○委員長（常盤信一君）

次に、賛成の方の発言はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第 67 号について認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者 7 人、起立多数と認めます。したがって、議案第 67 号は認定すべきものと決定いたしました。

**△ 議案第 68 号 平成 28 年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について**

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第 68 号、平成 28 年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。御意見はございませんか。

○委員（中村満雄君）

この事業につきまして、監査意見書にもありますように、とにかくこのままいくのかとかそういったところをですね、積極的に話し合いなさいという監査意見が付けられておりますので、執行部のほうは議会と議論をさせてほしいとかそういったことでしたので、そういったところは積極的にやって、この事業はどうあるべきかということをまじめに我々としても考えないといけないと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第 68 号について認定することに御異議ございませんか。

[「なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第 68 号については全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第 69 号 平成 28 年度霧島市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第 69 号、平成 28 年度霧島市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第 69 号について、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま、ご異議がありましたので、起立により採決します。議案第 69 号について、認定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者 7 人、起立多数と認めます。したがって、議案第 69 号は認定すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第 70 号 平成 28 年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（常盤信一君）

次に議案第 70 号、平成 28 年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第 70 号について認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 70 号については全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第 71 号 平成 28 年度霧島市水道事業会計決算認定について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第 71 号、平成 28 年度霧島市水道事業会計決算認定について自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第 71 号について認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案 71 号については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第 72 号 平成 28 年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（常盤信一君）

次に議案第 72 号、平成 28 年度霧島市水道事業会計剰余金の処分についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第 72 号について、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ご異議なしと認めます。したがって、議案第 72 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第 73 号 平成 28 年度霧島市工業用水道事業決算認定について

○委員長（常盤信一君）

次に議案第 73 号、平成 28 年度霧島市工業用水道事業会計決算認定についての自由討議に入ります。御意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第 73 号、霧島市工業用水道事業会計決算認定について、反対の立場から討論に参加をしたいと思います。本会計は、旧国分市当時から踏襲をしている工業用水の水道料金ということで、1 m<sup>3</sup> 当たり 45 円、超過使用料についても、90 円と、市民に供給されている水道料金は、13 mm 口径で基本料金 490 円、20 mm 口径では 890 円、従量料金は 1 m<sup>3</sup> から 10 m<sup>3</sup> まで 85 円、11 m<sup>3</sup> から 30 m<sup>3</sup> まで 105 円でありまして、工業用水道が安く供給されていることは理解できません。その背景には、旧通産省の通達によりまして工業団地としての特例扱いがあることも認識をしているつもりでございますが、企業には企業なりの社会的責任を果たすべきでありまして、一部の企業を優遇するのではなく、対等平等の立場で、市当局は臨むべきであるということを指摘しておきたいと思っております。

○委員長（常盤信一君）

次に、賛成の方の発言はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第 73 号について認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者 7 人、起立多数と認めます。したがって、議案第 73 号は認定すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第 74 号 平成 28 年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（常盤信一君）

次に議案第74号、平成28年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第74号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま、ご異議がありましたので、起立により採決します。議案第74号について、原案のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者7人、起立多数と認めます。したがって、議案第74号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第75号 平成28年度霧島市病院事業会計決算認定について

○委員長（常盤信一君）

次に議案第75号、平成28年度霧島市病院事業会計決算認定についての自由討議に入ります。御意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第75号について認定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第75号については全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第76号 平成28年度霧島市病院事業会計剰余金の処分について

次に議案第76号、平成28年度霧島市病院事業会計剰余金の処分についての自由討議に入ります。御意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（常盤信一君）

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第76号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第76号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で議案処理を終わります。

#### △ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（常盤信一君）

議案 13 件について、委員長報告に何か付け加える点はございませんか。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1 時 5 0 分」

---

「再 開 午後 1 時 5 1 分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（中村満雄君）

農政畜産課の鳥獣被害対策実践事業で、囲い罠が 2 基設置されている。これは、非常に危険であるという指摘もありますので、これの対応を急がれるということを記述していただきたいということと、先ほど自由討議で述べましたけれども、関平の会計処理、数値が判別しない、今後のことも考えて、そのような数値といいますか、それをはっきりさせておくということをやるべきだという点。それから、交通災害共済事業につきましては、監査の意見もありまして、これをどうするかということに対して、議論を深めるべきだという指摘もありましたので、ぜひとも議会としても執行部とその点について、しっかり議論、協議を深めていくということを付け加えていただきたいです。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

今、3 件出されたので、このことも含めて、委員長、副委員長に御一任していただけますでしょうか。

〔「委員長一任」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。これで付託された案件の審査を終了します。以上で、全ての日程を終了しました。これで決算特別委員会を閉会します。御苦勞様でございました。

「閉 会 午後 1 時 5 3 分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長

常 盤 信 一